

令和2年11月 木更津市定例教育委員会会議 会議録

1. 日 時 令和2年11月10日（火） 午後1時00分～午後2時20分
2. 場 所 木更津市役所朝日庁舎 会議室F
3. 出席者 教育長及び委員

教育長 高澤 茂夫
委員 武井 紀夫
委員 渡部 佳子
委員 豊田 雅之
委員 井上 美鈴

職員

教育部長	岩埜 伸二
学校給食課長	重城 秋子
生涯学習課長	鈴木 和代
文化課長	小高 幸男
まなび支援センター所長	前田健太郎
学校給食センター主査 (会議事務局)	小泉 仁美
教育総務課課長補佐	古賀佳代子
教育総務課主任主事	萩原奈央子

4. 傍聴人数 0名（非公開議案1件）

5. 議 案

議案第24号 市議会の議決を要する事件の議案（木更津市立少年自然の家キャンプ場の指定管理者の指定）について

6. 報告事項 なし

7. 議事大要

○高澤教育長

定刻となりましたので、令和2年11月定例教育委員会会議を開催いたします。

会議録署名人には、武井委員にお願いいたします。また前回、10月定例会議の会議録につきましては、井上委員と私で、それぞれ確認、署名いたしました。

それでは、議案の審議に入ります。はじめに、議案第24号「市議会の議決を要する事件の議案（木更津市立少年自然の家キャンプ場の指定管理者の指定）について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○岩埜教育部長

議案第24号「市議会の議決を要する事件の議案（木更津市立少年自然の家キャンプ場の指定管理者の指定）について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料2ページをご覧ください。本議案は、平成19年度より指定管理者制度を導入しております木更津市立少年自然の家キャンプ場の管理について、現在の指定管理者の指定期間が令和2年度末をもって終了となることから新たな指定管理者を指定しようとするため、

地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を得ようとするものであり、12月市議会定例会に3ページ及び4ページのとおり申し出ることについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第10号の規定により、議決を求めようとするものでございます。

それでは、新たに指定管理者に指定しようとする団体の概要及び選定までの経緯等についてご説明申し上げます。資料の3ページ及び4ページをご覧ください。本施設の指定管理者につきましては、木更津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項のただし書きの規定により公募は行わず、一般社団法人城山会を候補者といたしました。

公募を行わなかった理由といたしましては、本市におきましては、昭和60年の本施設開設当初から、現地に精通した地域住民との協働による施設の管理運営に努めてきたところであり、今後も引き続き、地域住民と連携した施設の管理運営を行う必要があることから、地域住民で組織され、現在、指定を受けております一般社団法人城山会を指定候補者として手続を進めてまいりました。そして10月12日の指定管理者候補者選定委員会において審査が行われ、同日、指定管理者の候補者として選定されたところでございます。なお、本施設の指定の期間につきましては、令和3年4月1日から令和6年3月31日の3年間となります。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から提案理由等の説明がありました。この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

○渡部委員

今年はコロナもありましたので利用状況は例年と異なると思いますが、現在の状況をお聞きしたいです。

○鈴木生涯学習課長

今年度につきましては、ゴールデンウィークの期間は利用中止、夏休みにつきましても市内小中学校の夏休み期間とあわせましたので、利用期間を短縮しております。以上のことから、令和2年度の利用者は177名となりました。昨年度の利用者が1,239名でございますのでかなり減少しております。

○渡部委員

キャンプ場の利用については、利用期間があらかじめ決まっており、その中でさらに予約をして利用するといったシステムでよかったですでしょうか。

○鈴木生涯学習課長

おっしゃる通りでございます。例年であれば、春休み、ゴールデンウィーク、夏休み、9月の土日祝日を利用期間としております。

○渡部委員

先日、市のYoutubeでキャンプ場の動画を拝見いたしました。現在、コロナでの自粛生活が続いておりますが、一部ではソロキャンプをはじめ、逆にキャンプブームになっているとも聞き、関心が高い話題なのかなとも思います。指定管理者の話とは外れまして申し訳ございませんが、期間を決めた利用ではなく、公園のようにある程度自由に開かれた利用というのは難しいのでしょうか。

○鈴木生涯学習課長

利用期間につきましては、以前は夏休み期間中だけだったものを先ほどご説明いたしましたように、春休みやゴールデンウイーク等にも開放する形に変更してきた経緯がございます。委員おっしゃるように、現在キャンプ場に対する関心が高まっているところでございますので、いずれはさらに拡大していく方向で考える必要があるのかと思っておりますが、今すぐにとすることはまだ検討しておりません。

○井上委員

指定管理者というのは具体的に何をされる方で、また収益等はどのように動いているのでしょうか。

○鈴木生涯学習課長

指定管理者につきましては、指定管理料を市からお支払いしており、それで運営いただいておりますが、指定管理料のほとんどは人件費となります。キャンプ場開設期間中、夜間泊まっていたり、樹木等の伐採といった環境整備をしていただいたりする方等をお願いすることとなります。現在指定管理を受けている城山会につきましては、地元の方々に構成されており、地元の方々に地元のキャンプ場の管理をお願いしているのが現状となります。

○井上委員

キャンプ場では使用料数百円程度となっていると思います。実際、その使用料のみでは足りないため市からプラスでお支払いをして運営いただいているのでしょうか。

○鈴木生涯学習課長

キャンプ場の場合につきましては、使用料は指定管理者ではなく、市に収入として入ってくるようになります。そのため、利用者の増減が指定管理者の運営を左右するといったことはございません。

○井上委員

では、施設自体の維持管理は市が行われているのでしょうか。

○鈴木生涯学習課長

指定管理料の内訳につきましては、先ほど申し上げましたように人件費及び消耗品費等になります。例えば光熱水費等につきましては、市の負担となっております。

○井上委員

そうしますと、先ほど渡部委員がおっしゃられた利用期間を延ばすとなりますと、人件費や光熱水費が大きくかかってしまい赤字になってしまうのか、そのあたりはいかがでしょう。

○鈴木生涯学習課長

実は、少年自然の家キャンプ場は教育施設となっておりますので、使用料を取る団体は非常に限られます。今年度の利用で申し上げますと、全体の利用者177名のうち、154名は無料で使用しております。ほとんど収入はございませんので、期間を長くしますと当然人件費等がさらにかかってくることから、やはり運営は厳しくなるものと考えております。

○武井委員

この団体については、かなり長い期間指定管理者となっておりますが、その間クレームや何かトラブル等はなかったのでしょうか。また、昨年度の台風で色々破損等があったと思います。原状回復に色々ご尽力いただいたのではと推測しますが、お礼と申しますか、そういったことはされたのでしょうか。

○鈴木生涯学習課長

まず1点目、クレーム等の件ですが、長い間指定管理者をお願いしておりますが、地元の方ということもあり、そういったトラブルは聞いておりません。

また2点目、昨年度の台風ですが、やはりキャンプ場も被害を受けました。その片付け等についてですが、基本的には市で予算措置しまして対応しております。もちろん指定管理者の方にもお手伝いいただいておりますが、大きなものについては専門的な知識等も必要ですので、適宜専門の会社等をお願いをいたしました。

○高澤教育長

この土地については、これ以上の開発はできないということによろしいでしょうか。

○鈴木生涯学習課長

ここは中世城郭の関係上、これ以上の開発行為はできない土地となっております。また、キャンプ場のほとんどが借地ということもあり、なかなか手を入れられないものとなります。

○高澤教育長

最近キャンプ場だけでなく、城址を見に来るといった需要もあると聞きますが、なかなか難しいですね。

○渡部委員

キャンプ場の利用ではなく、散策目的であれば自由に見られるものなののでしょうか。それとも受付等があり、それ以上は行けない形になっているのでしょうか。

○鈴木生涯学習課長

キャンプ場の利用期間以外は防犯上の関係等もございまして、基本的に柵でふさいでおります。しかしながら城跡見学等につきましては、生涯学習課にお申し込みいただいた場合は指定管理者で鍵を開けていただいて見れるようにはしております。ただ自由に入れるといったことはございません。

○井上委員

このキャンプ場は木更津市での運営ということですが、君津市に君津亀山少年自然の家という場所もあると思います。君津市ではこの自然の家をよく利用する子どもがいますが、木更津市の子どもはこのキャンプ場を利用することなののでしょうか。

○鈴木生涯学習課長

キャンプ場につきましては、市外の方のご利用もございまして、逆に木更津市民が自然の家を利用することもございます。こちらは県の施設ですので、県内での利用制限はございません。

○井上委員

では、施設自体の観点になりますが、木更津市のキャンプ場と君津亀山少年自然の家

の違いは何になるのでしょうか。

○鈴木生涯学習課長

キャンプ場につきましては、本当に自然が豊かだというところがございます。自然体験学習のために使っていただくにはとても良いところだと考えております。君津亀山少年自然の家につきましても立派な施設を所有しており、あちらはあちらで児童生徒の良い体験の場となっていることと思います。

○豊田委員

学童等の関係で毎年、キャンプ場を使わせていただいておりますが、先ほど言っていたように環境もとても良いですが、特に木更津市の利用者にとっては近いというメリットもあります。大人の引率も少人数ですみませし、木更津市の生涯学習バスというバスもございまして、市内での利用であれば申請をして使うこともできます。自然体験学習という貴重な場を手軽に使うことができるという利点があると考えています。

○高澤教育長

施設のできた経緯の違いということもございます。木更津市のキャンプ場は以前から市の所有でしたが、君津亀山少年自然の家や鴨川青年の家は県立のものです。しかしながら維持管理等が県だけでは難しく、各市等に委譲している施設も散見されます。現在、君津の少年自然の家も木更津と同じく、指定管理者制度で運営しております。

また、木更津市のキャンプ場と先ほど挙げました少年自然の家、青年の家の大きな違いは、後者がきちんとした宿泊施設を持っていることですね。大きな体育館等も併設しておりますので、近隣だけでなく千葉市等、少し遠いところからも利用者が来ていることと思います。なお、少年自然の家も以前は学校の先生が出向してきておりましたが、指定管理者となったことで、社会体験活動等を専門的に行う団体、職員で運営されております。

ほかにご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第24号「市議会の議決を要する事件の議案（木更津市立少年自然の家キャンプ場の指定管理者の指定）について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

以上で、本日本日予定しておりました議案の審議を終了いたします。

続きまして、報告事項でございますが、今月の報告事項はありません。

続きまして、その他の事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【その他、事務局連絡・報告事項】

- ・令和2年度教育費12月補正予算要求について

説明：岩埜教育部長、鈴木生涯学習課長、前田まなび支援センター所長、小泉学校給食センター主査、重城学校給食課長

・ONLINE×きさらづ ツナガルフェス2020の開催について

説明：鈴木生涯学習課長

○高澤教育長

その他、委員からご意見等ございますか。

○井上委員

前回、10月定例教育委員会会議では文化財の関係で色々とお話を伺うことができました。実は何か月か前に購入いたしまして、木更津市や富津市等の古墳の話が書かれておりますが、非常に興味深かった本がありましたので本日持参いたしました。この本を読んだ時も面白かったのですが、先日の会議でまだまだ知らないことやもっと面白いものがあるんだと感じましたので、こういった本などでまとめていただけるとすごく分かりやすいといえますか、興味を引けるようなものがあるといいと思ひまして、この場でお話させていただきました。

○小高文化課長

ご意見ありがとうございます。前回の教育委員会会議で色々ご協議いただきましたものについては、現在YouTubeで公開する準備を進めているところでございます。少しずつではありますが、そういった広報ですね、色々な媒体等でお知らせしていけるよう、課内でも取り組んでいるところでございます。また、既存のものとしてしましては、木更津市史という木更津市の歴史をまとめた本を作成している最中ですが、そういったことなるべく分かりやすく伝わるよう、広報等でもお知らせをしております。宣伝等につきましても、今後考えてまいりたいと思ひます。

○井上委員

子どものころから住んでいる場合、小中学生くらいで、「わたしたちの〇〇」といったような副読本があつて住んでいる場所の歴史や土地について知る機会がありますよね。ただ、途中で引っ越してくると本当に知らないままですので、例えば「わたしたちの〇〇 大人版」のようなものがあると興味を引けるのでは、などと感じた次第です。

○高澤教育長

実は、そういった本自体は今までも多く出てはいます。ただ、そこへのアクセスが難しいところですね。

○小高文化課長

基本的には、本市であれば図書館に所蔵されております。2階に郷土資料コーナーがございますので、そういった場所でご覧いただくことはできますが、お子さんをはじめ、一般の人が気軽に見に行けるような、分かりやすい広報を目指してまいりたいと思ひます。

○渡部委員

11月の広報で、市内小中学校で有機米の給食が1か月出るとの記事を拝見いたしました。有機米の取り組みは昨年度も行っていたと思ひますが、期間がとても長かったのでぜひお話をお聞きしたいです。

○重城学校給食課長

昨年度は5名でしたが、今年度は8名の生産者にご協力いただけることとなりました。具体的な日数を申し上げますと、14日間となります。給食は1週間を5日といたしますと、3.5日以上がご飯を出すということで決まっており、1週間で3～4回程度となるご飯の給食に有機米を使える期間が約1か月ということになります。昨年度は3日間でしたので、大幅に提供日数が多くなっております。11月2日より提供を始めております。

○高澤教育長

我々も市長、副市長とともに鎌足小学校で有機米の給食をいただいていたところです。昨年度は児童と一緒に食べさせてもらいました。今年はコロナの関係で別室となりましたが、もちもちしていて美味しいお米でした。農薬等を使いませんので、やはり収穫量は少なく、普段利用している米に比べて値段は高くなりますが、その差分は市で補助しているところでございます。

ほかになれば、その他を終了いたします。

それでは、事務局から次回の教育委員会会議につきまして、連絡をお願いいたします。

○事務局

次回、12月の定例教育委員会会議につきましては、12月22日（火）午後1時から市役所朝日庁舎会議室Fで開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

○高澤教育長

以上をもちまして、令和2年11月定例教育委員会会議を終了いたします。

会議録署名人 教 育 長
委 員